令和６年１２月１２日（木）・１２月１３日(金)

防 災 地 域 建 設 委 員 会 資 料

付 託 議 案

【一般事件案】

第１７８号議案　契約の締結について

《防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新（端末局）工事》

（消防総務課）・・・・・・・Ｐ１

報 告 事 項

１．島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について

（防災危機管理課）・・・・・Ｐ３

２．ＫＣ－４６Ａ空中給油・輸送機の空中給油ブームの損傷に係る事故調査結果について

（防災危機管理課）・・・・・Ｐ５

３．島根原子力発電所における火災に関する対応結果について

（原子力安全対策課）・・・・Ｐ７

４．中国電力による原子力関係業務に係る職員人件費の負担について

（原子力安全対策課）・・・・Ｐ10

防　災　部

第１７８号議案

防災地域建設委員会資料
令和６年 12 月 12 日・13 日
防 災 部 消 防 総 務 課

防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新（端末局）工事に係る契約の締結について

１．防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新（端末局）工事の概要

災害時、県、市町村及び防災関係機関が適切に対応するため、県では防災行政無線ネットワーク（地上系・衛星系）を整備し、情報収集・伝達・共有手段として活用。

このうち、衛星系ネットワークは、(一財)自治体衛星通信機構が静止衛星を介して提供する地域衛星通信ネットワークを利用しているが、機構が運営する現行ネットワークは、設備の老朽化のため令和９年度でサービスを終了し、次世代ネットワークに切り替わることから、県においても、これに対応した通信設備への更新等を実施。

２．債務負担行為（令和６年度当初予算）

(1) 期　間：令和６年度～８年度
(2) 限度額：８７７，０００千円

３．工事の入札・仮契約

(1) 契約の目的　防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新（端末局）工事
(2) 契 約 方 法　一般競争入札
(3) 仮 契 約 日　令和６年９月１０日
(4) 契 約 金 額　８００，１４０，０００円
(5) 契約の相手方　松江市伊勢宮町 564 番地　和幸株式会社　代表取締役　山下剛史
(6) 本　契　約　１１月議会議決後

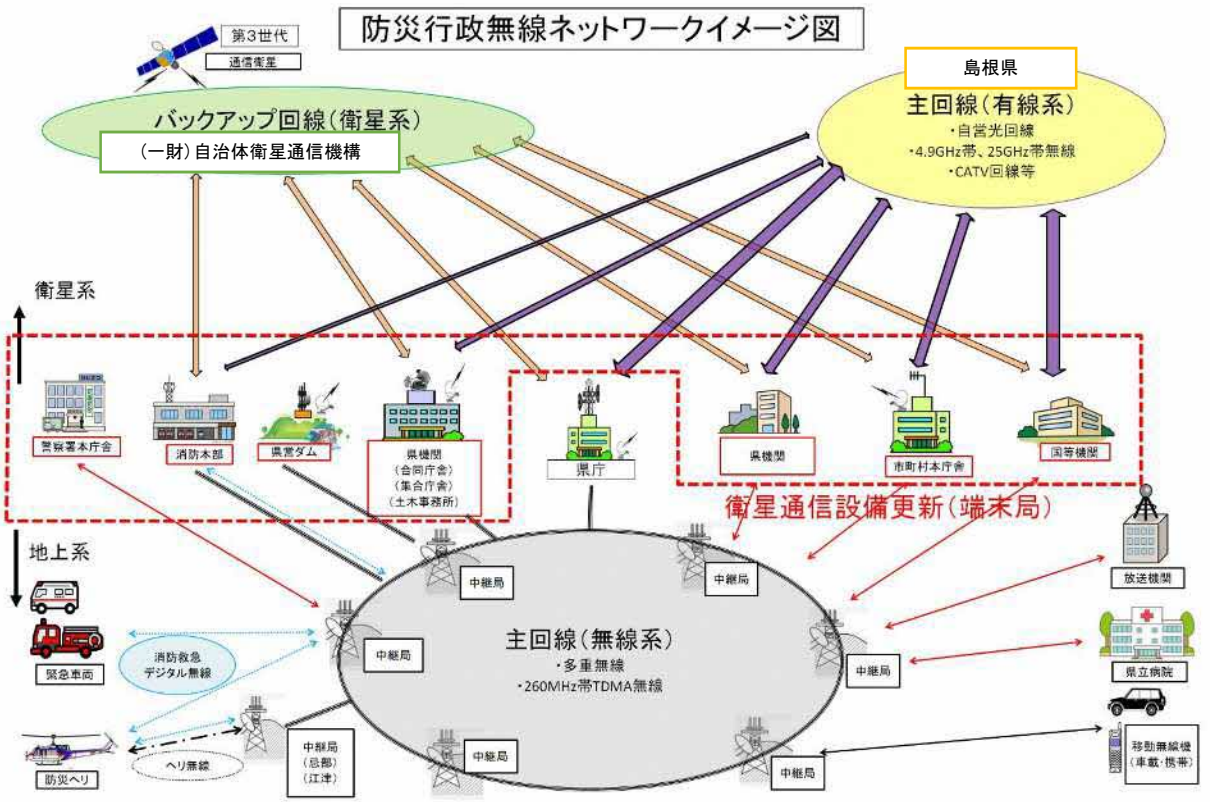

【参考】

防災行政無線ネットワーク設備機器（端末局）

衛星系アンテナ
通信衛星と地上の間で電波を送受信する機器

地上系アンテナ
中継局との間で、電波を送受信する機器

一斉受令端末装置
県庁から一斉に送られてくる気象情報等をＦＡＸや音声で出力する機器
（市町村や県出先機関等に配備）

衛星系通信装置
衛星系アンテナで受信した電波を、音声やＦＡＸ、映像信号に変換する機器
（送信時は逆に変換）

地上系通信装置
地上系アンテナで受信した電波を、音声やＦＡＸ、映像信号に変換する機器
（送信時は逆に変換）

無停電電源装置
停電した際に、内臓されているバッテリーから電気を供給する機器

衛星通信設備
（設備更新等対象）

対象施設数

統制局		1	県庁
端末局	支部局	7	県合同庁舎
	多重端末局	7	県集合庁舎等
	端末局	７５	警察・消防・市役所・町村役場・県出先・国機関等
中継局		1	
計		９１	

注）機器撤去のみ行う施設を除く

防災地域建設委員会資料
令和６年12月12日・13日
防災部防災危機管理課

島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について

１．県計画改定の背景

⑴　新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和６年７月に全面改定された政府行動計画を踏まえ、県行動計画についても見直しを行う。

⑵　政府行動計画や県感染症予防計画（令和６年３月策定）と整合性を図るほか、新型コロナ対応における課題等（病床や外来のひっ迫、保健所のひっ迫、医療と介護の連携など）への対応についても盛り込む。

２．県行動計画の概要

第１部　新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画

・新興感染症等の発生のおそれや、感染症危機が広がりやすい状況であることを認識することが必要

・平時からの体制づくり、国民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の３つの目標を実現

・新型コロナ感染症における対応を踏まえ、各部局の役割分担を見直し（各部局において、必要に応じマニュアル等を見直し）

第２部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

・政府行動計画の「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針」に準じる

第３部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

・第２部の基本的な方針を踏まえ、１３項目（※）の対策について、３期（準備期、初動期、対応期）に分けて取り組む〔別紙参照〕

※対策項目（下線は新規項目）

①実施体制　②情報収集・分析　③サーベイランス
④情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u>　<u>⑤水際対策</u>　⑥まん延防止
<u>⑦ワクチン</u>　⑧医療　<u>⑨治療薬・治療法</u>　<u>⑩検査</u>　<u>⑪保健</u>　<u>⑫物資</u>
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保

３．改定経過と今後の予定

令和６年７月　政府行動計画の改定
10 月　常任委員会への報告
10 月　市町村に対する意見照会
11 月　医療審議会（感染症部会）からの意見聴取
<u>12 月　常任委員会への報告</u>
12 月～　国の事前審査

令和７年２月　計画案を策定のうえ、パブリックコメント
３月　医療審議会（全体会）への報告
５月　計画の改定
６月　常任委員会への報告

別紙

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組（主な内容）

対策項目	準　備　期	初　動　期	対　応　期
①実施体制	• 国、市町村及び指定(地方)公共団体との情報共有・連携体制の確認や訓練	• 県対策本部や保健医療福祉調整本部の設置 • 人員体制の強化のための全庁的対応	• 情報収集・リスク評価を踏まえた対策 • 必要に応じた総合調整・指示 • 営業時間の変更等の措置についての医療審議会への意見聴取
②情報収集・分析	• 情報収集体制の整備 • 国、関係機関等と連携した訓練、体制の確認	• リスク評価に基づく有事体制への移行と感染症対策の判断・実行 • 得られた情報や対策に関する関係機関等への共有	• 感染症対策の判断に際した、感染症・医療に関する包括的なリスク評価 • 得られた情報や対策に関する関係機関等への共有
③サーベイランス	• 感染症の発生動向等を把握する体制の確保 • 患者や入院患者の発生動向等からの流行状況の把握	• 当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 • 保健環境科学研究所における病原体の同定	• 感染動向等に応じたサーベイランスの実施 • 流行状況やリスク評価に基づく、柔軟かつ機動的な対策の切替え
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	• 各種媒体を利用した情報提供・共有	• コールセンター等の設置 • 偏見・差別等に関する相談窓口の周知	• 封じ込め対策やリスク評価に基づく対策の切替えを県民へわかりやすく説明
⑤水際対策	• 国が実施する有事に備えた訓練への協力を通じ、国と連携	• 国から提供された情報に基づく、居宅等待機者等に対する健康監視	• 居宅等待機者等への健康監視についての必要に応じた国への協力要請
⑥まん延防止	• 有事にまん延防止対策を機動的に実施するための県民・事業者の理解促進	• 迅速なまん延防止対策（患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等）実施のための準備	• 県民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮した、適切なまん延防止対策
⑦ワクチン	• 研究開発に係る人材育成・活用 • ワクチンの流通に係る体制の整備 • 接種体制の構築に必要な訓練	• 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制の構築 • 医療関係者に対する協力要請	• ワクチンの流通体制の構築 • 予防接種の実施 • 接種体制の継続的な整備
⑧医療	• 予防計画に基づく医療体制の整備 • 研修や訓練を通じた人材の育成 • 医療審議会等を活用した関係機関等と連携	• 相談・受診から入退院までの流れの早期整備など、患者に適切な医療を提供する体制の確保 • 感染症指定医療機関による医療提供体制の確保 • 流行初期医療確保措置協定締結医療機関での医療提供の準備	• 協定締結医療機関による医療提供体制の確保、段階的な拡充 • 柔軟かつ機動的な体制の変更
⑨治療薬・治療法	• 研究開発に係る人材育成や活用 • 抗インフルエンザ薬の計画的かつ安定的な備蓄	• 治療に係る情報の収集と、医療機関、県民等に対する迅速な提供・共有 • 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	• 増産された治療薬の必要に応じた確保 • 治療薬の安定的な供給が難しい場合の、必要な患者に対する適時、公平な配分
⑩検査	• 予防計画に基づく検査体制の整備 • 訓練等による定期的な検査体制の確認	• 検査実施能力の確保状況の確認 • 速やかな検査体制の立上げ • 検体搬送体制の確保	• 必要に応じた検査体制の拡充
⑪保健	• 人材育成や連携体制の構築等による保健所等の体制整備	• 有事体制への迅速な移行のための準備 • 市町村等と連携した住民に対する情報提供体制の構築	• 迅速な有事体制への移行 • 地域の実情を踏まえた体制等の変更
⑫物資	• 必要な物資の備蓄、定期的な確認 • 医療機関や社会福祉施設における物資の備蓄の推進	• 医療機関における必要な物資の備蓄・配置状況の確認	• 指定（地方）公共機関への要請による必要な物資の確保
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	• 関係機関や内部での情報共有体制の整備 • 高齢者等に対する支援の実施に係る仕組みの整備 • 指定（地方）公共機関が行う業務計画の策定支援	• 必要に応じた事業者に対する健康管理の徹底等の要請 • 指定（地方）公共機関等による事業継続の準備	• 生活関連物資等の安定供給に関する県民や事業者への呼びかけ • 県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するための必要な支援

防災地域建設委員会資料
令和６年12月12日・13日
防災部防災危機管理課

ＫＣ－４６Ａ空中給油・輸送機の空中給油ブームの損傷に係る事故調査結果について

１.事故の経過等

⑴　令和６年８月６日、美保基地所属のＫＣ－４６Ａ空中給油・輸送機１機が、奥尻島南西の日本海上において、Ｆ－３５Ａとの空中給油を実施中、空中給油ブーム（空中で相手の機体に接続して給油する給油管）がＦ－３５Ａの空中給油口から突然分離して急激に上昇し、ＫＣ－４６Ａ機体後胴に接触。

ＫＣ－４６Ａの機体後胴とブームが損壊し、ブームを正常な位置に格納できない状態となり、その状態のまま美保基地に着陸したことにより、滑走路が一時閉鎖され、民間航空機に遅れが生じた。

⑵　１１月２７日～２９日、美保基地から関係自治体（島根県、松江市、安来市、鳥取県、境港市、米子市）に対して、事故原因や再発防止策などについて説明があった。
（１２月２日航空自衛隊公表）

事故発生の流れ

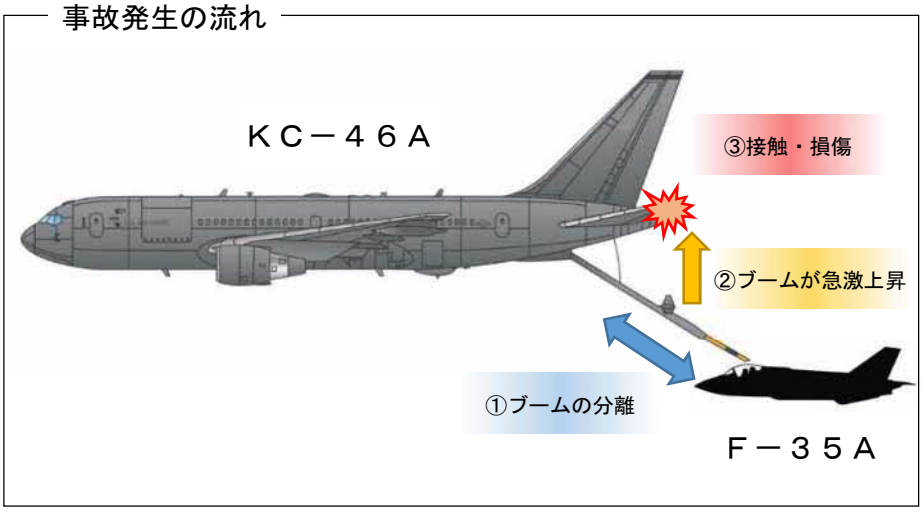

空中給油ブームと損傷個所

２．調査の方法

⑴　８月８日、航空自衛隊の航空事故調査委員会による調査を開始。

⑵　ＫＣ－４６Ａ及びＦ－３５Ａ双方の機体・構成品の破損状況の調査、ブームの挙動・操作データ等の各種データの解析、整備状況の確認、関係者からの聞き取り等を実施。

３．事故の原因

⑴　ＫＣ－４６Ａのブームと Ｆ－３５Ａの空中給油口を接続し、給油しているにも関わらず、ブームを操作する隊員が給油状況を確認する画面において、「ブームが空中給油口から分離している状態を示す表示」となったため、ブームを操作する隊員が困惑。

⑵　通常の手順では、ブームを空中給油口から分離させるまでは、ブームを垂直方向へ上昇させる操作を実施することはないが、ブームを操作する隊員は無自覚に、ブームを空中給油口から分離する前にブームを上昇させる操作を行ったものと推定。

⑶　結果、ブームを上昇させる荷重が多大にかかった状態で、ブームがＦ－３５Ａの空中給油口から分離したためブームが急激に上昇し、当該機の機体後胴に接触。その際の接触により機体後胴及びブームが損壊し、ブームが正常な位置に格納できない状態になったものと考えられる。

４．再発防止策

⑴　不測事象に対する対処要領等の策定

ブームと空中給油口が接続しているにもかかわらず「ブームが空中給油口から分離している状態を示す表示」が出た場合の対処手順等は規定されていなかったことから、空中給油の状態を示す表示を含め、空中給油中に、予期せぬ状況が生じた場合の対処要領等を策定。

⑵　訓練実施基準等への反映

策定した対処要領等に関して、空中給油に係る各種の練成訓練等の実施基準に反映。

防災地域建設委員会資料
令和６年 12 月 12・13 日
防災部原子力安全対策課

島根原子力発電所における火災に関する対応結果について

１．主な経過

令和６年４月 30 日 島根原発２号機タービン建物で仮設分電箱に焦げ跡が確認されたことを受け、県は、同日、立入調査（第１回）を実施

９月 ７日 ２号機原子炉建物西側でコンクリート養生マット（以下、「養生マット」という）からの出火が確認されたことを受け、県は、同日、立入調査（第１回）を実施

10 月 17 日 中国電力が、両事案の原因と再発防止対策等を公表

10 月 23 日 県は、立入調査（４月及び９月の立入調査の第２回）を実施

２．県の対応（立入調査（10 月実施）の概要）

(1) 調査内容

10 月 17 日に中国電力が公表した原因や再発防止対策について、関連する調査や対策が適切に実施されているか、中国電力が作成した手順書類や現場視察等により確認

(2) ４月 30 日に発生した火災に関する調査結果の概要

① 仮設分電箱の金属脚と隣接する鋼材との接触により意図しない経路に電流が流れ、アース線端部のネジ止め部が発熱したことが原因と推定していることについて、公設消防との合同の現品調査等を踏まえ、適切に原因分析がされていることを確認

② 再発防止対策として、仮設分電箱を配置する際の留意点や、仮設分電箱内のアース線端部のネジ止めを行わないこと等を工事管理仕様書に追記するとともに、協力会社への周知・教育が行われるなど、対策が適切に運用されていることを確認

(3) ９月７日に発生した火災に関する調査結果の概要

① 電流経路を形成する鉄筋・鋼材を固定していた結束線に電流が流れ、溶解したことにより、直下に残置されていた養生マットの切れ端が燃焼したことが原因と推定していることについて、公設消防の現場検証等を踏まえ、適切に原因分析がされていることを確認

② 再発防止対策として、電流経路を形成する鉄筋・鋼材の固定方法の見直し、溶接作業時の不要材の確認・管理方法の見直し等を作業手順書に反映するとともに、協力会社への周知が行われ、対策が適切に運用されていることを確認

(4) 県からの要請事項

県からは、両事案を踏まえた再発防止対策が、電気溶接作業を行う他の現場にも水平展開されることや、絶え間なく継承されることを要請

参 考 1

４月３０日に発生した火災発生時の状況

【火災発生後の仮設分電箱の焦げ跡】

【火災発生前の仮設分電箱の状態】

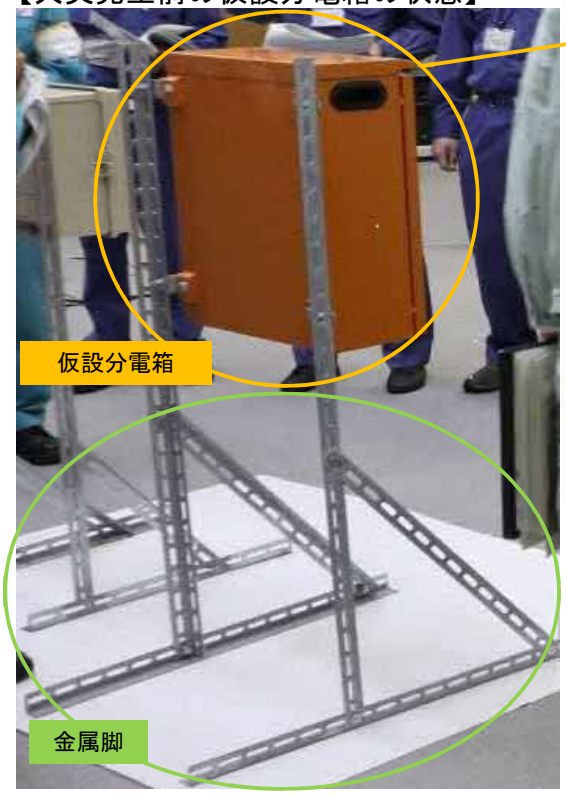

参 考 2

９月７日に発生した火災発生時の状況（概略図）

凡例： 溶接作業の電流

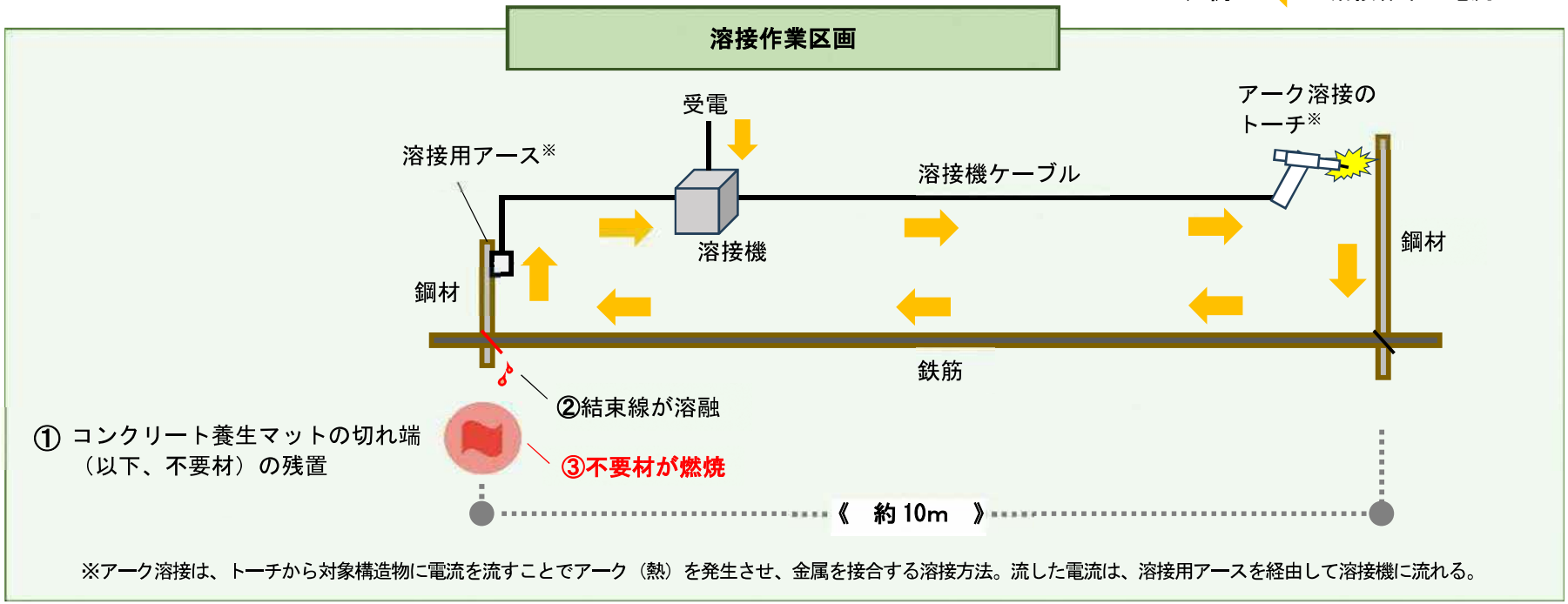

※アーク溶接は、トーチから対象構造物に電流を流すことでアーク（熱）を発生させ、金属を接合する溶接方法。流した電流は、溶接用アースを経由して溶接機に流れる。

①不要材の残置

風の影響などにより、不要材が飛散し、火災発生場所に残置された。

コンクリート養生マットの切れ端

②結束線が溶融

鉄筋・鋼材を固定する結束線に溶接作業の電流が流れ、結束線が発熱して溶け落ちた。

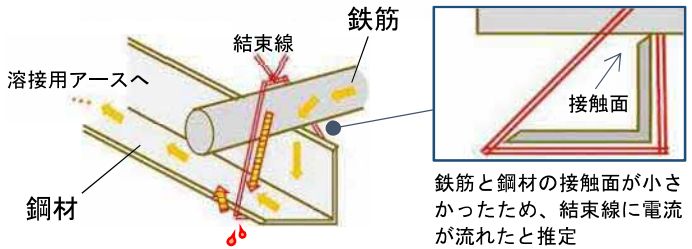

鉄筋と鋼材の接触面が小さかったため、結束線に電流が流れたと推定

③不要材が燃焼

溶け落ちた結束線の熱により、直下に残置されていた不要材が燃焼した。

火災発生場所（消火後）の状況

防災地域建設委員会資料
令和６年 12 月 12 日・13 日
防災部原子力安全対策課

中国電力による原子力関係業務に係る職員人件費の負担について

１．概要

⑴　原子力関係業務に係る職員人件費は、従前は核燃料税収入で対応する財政需要としていた

⑵　今回、核燃料税とは別に、当面、県及び関係４市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）の職員人件費を年５億円程度負担していただくことについて、中国電力と概ね合意

⑶　核燃料税については、今後５年間（R7.4.1～R12.3.31）の税率を１７％相当（現行と同様）とし、条例案を１１月定例会に上程

【参考】税収見込

※島根原子力発電所２号機が R6.12 に再稼働し、R7.1 に営業運転開始した場合

・次期期間（R7～R11）56 億円程度

・現行期間（R2～R6） 42 億円程度

（現行制度は別紙のとおり）

２．負担額

５億円程度/年(※うち１．６億円程度を県から関係４市へ交付)

※ 現行の島根県原子力防災安全等対策交付金とは別枠

３．期間

国が財政措置を行うまで

【別紙】

核燃料税の概要（現行制度）

１．概要

⑴　核燃料税は、原子力発電所の立地に伴い安全対策や環境保全等の県が行う施策が必要となることから、島根県が独自に課税している法定外普通税で、昭和 55 年に創設され、これまで概ね５年ごとに８回条例制定し、現在９期目

⑵　現行制度では、発電用原子炉の設置者（電力会社）に、発電用原子炉に挿入された核燃料の価格（取得原価）の 8.5％の価額割と、発電用原子炉の熱出力に対し一課税期間（３ヶ月）につき 1,000kW あたり 41,100 円（8.5％相当）の出力割を課税

※１　価額割と出力割の税収割合は１：１

※２　廃止措置計画認可後の発電用原子炉については出力割のみで 63,000 円（過去に当該発電用原子炉に挿入された核燃料の価格（取得原価）の 17％相当）

⑶　現在、核燃料税は本県を含め 12 道県で課税

２．使途

⑴　核燃料税は、県が行う原子力発電所の安全対策にかかる経費や道路整備、河川・農道・漁港の整備改修などに使われている

⑵　また、平成 27 年度からは、一部を島根県原子力防災安全等対策交付金として、原子力発電所の防災安全対策等の財政需要に対し、原子力発電所が立地する松江市及びその周辺市の出雲市、安来市、雲南市へ交付

○　島根県原子力防災安全等対策交付金

①　交付対象事業

原子力発電所の立地により必要となる事業であって、原子力防災安全、地域の振興及び住民福祉の向上に資する事業

②　交付額

・核燃料税収入額を次の割合で交付

・令和４年度からは周辺３市について、交付割合で算定した額が基本額を下回る場合には、基本額を交付

	松江市	出雲市	安来市	雲南市
交付割合	12％	4％	2％	2％
基本額	－	8 千万円	4 千万円	4 千万円